

屋外広告業の特例届出制の導入について

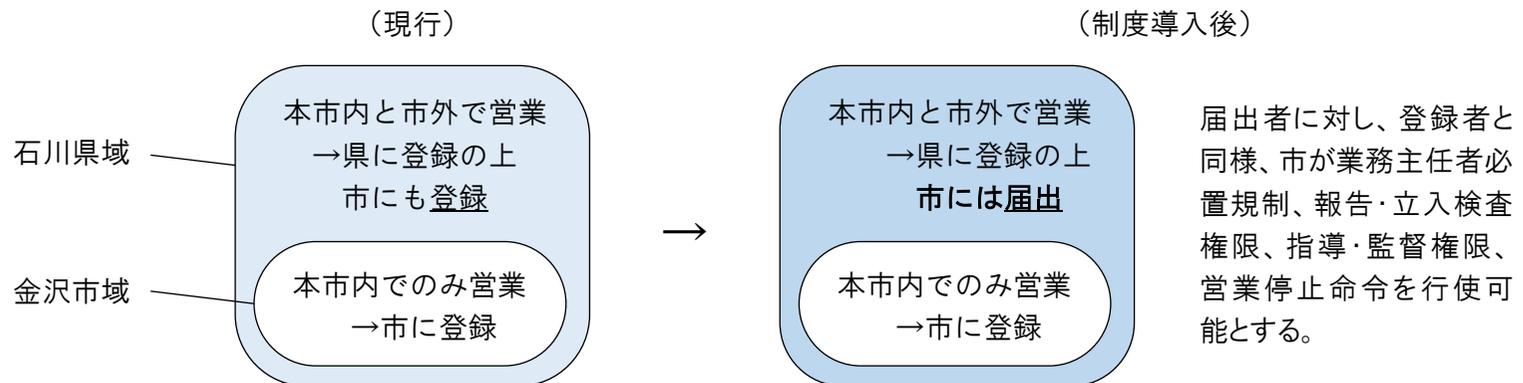
(金沢市屋外広告物等に関する条例の一部改正)

1 趣旨

国が示すガイドラインに沿って金沢市屋外広告物等に関する条例を一部改正し、石川県に登録される事業者は市に届出を行うことで市の登録とみなす特例制度を導入します。

2 経緯

現在、本市で屋外広告業を営もうとする者は、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく市長の登録が必要です。また一方、本市を除く石川県内でも業を営もうとする場合、いしかわ景観総合条例に基づく知事の登録も必要です。そうした中、事業者の事業範囲が広域化し県市双方で登録される事業者が少なくないこと、県と市はこれまでも連携して事業者育成に取り組んできていること、中核市62市中42市で導入が進んでいること等から、県での登録者は、市に届出で済むこととする特例制度を導入します。(導入目標：令和6年4月)



3 効果等

- ・ 県市双方に登録していた事業者は、市への登録に係る手数料や書類作成の負担が軽減されます。
※市登録484事業者のうち、県にも登録のある事業者は380社(78%、令和5年11月時点)
- ・ 県が登録した事業者の情報は、県市で随時共有することとします。
- ・ 届出者に対し、登録者と同様、市が指導・監督、営業停止命令を行使できることとし、実効性を担保します。